

平成29年6月1日

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

株式会社商船三井

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mol.co.jp/ir/stock/gms/index.html>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

事業報告の会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

発 行 日	平成19年 8月10日	平成20年 8月 8日	平成21年 8月14日	平成22年 8月16日	平成23年 8月 9日
保 有 人 数	1名	1名	1名	1名	2名
当社取締役（社外取締役を除く）	1名	1名	1名	1名	1名
当社社外取締役	0名	0名	0名	0名	1名
当社監査役	なし	なし	なし	なし	なし
新株予約権の数	30個	40個	40個	100個	120個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株	普通株式 40,000株	普通株式 40,000株	普通株式 100,000株	普通株式 120,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1,962円	1株当たり 1,569円	1株当たり 639円	1株当たり 642円	1株当たり 468円
新株予約権の権利行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

発 行 日	平成24年 8月13日	平成25年 8月16日	平成26年 8月18日	平成27年 8月17日	平成28年 8月15日
保 有 人 数	1名	4名	5名	7名	9名
当社取締役（社外取締役を除く）	1名	3名	4名	6名	6名
当社社外取締役	0名	1名	1名	1名	3名
当社監査役	なし	なし	なし	なし	なし
新株予約権の数	20個	158個	200個	380個	430個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 20,000株	普通株式 158,000株	普通株式 200,000株	普通株式 380,000株	普通株式 430,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 277円	1株当たり 447円	1株当たり 412円	1株当たり 427円	1株当たり 242円
新株予約権の権利行使期間	平成26年7月28日から 平成34年6月21日まで	平成27年8月2日から 平成35年6月20日まで	平成28年8月2日から 平成36年6月23日まで	平成29年8月1日から 平成37年6月20日まで	平成30年8月1日から 平成38年6月19日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(注2) 当社役員として付与された新株予約権を記載しています。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

発 行 日	平成28年8月15日
交 付 さ れ た 人 数	87名
当 社 執 行 役 員 (当 社 役 員 を 兼 ね て い る 者 を 除 く)	18名
当 社 使 用 人 (当 社 役 員 ・ 執 行 役 員 を 兼 ね て い る 者 を 除 く)	32名
当 社 の 子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人 (当 社 役 員 ・ 執 行 役 員 ・ 使 用 人 を 兼 ね て い る 者 を 除 く)	37名
新 株 予 約 権 の 数	1,150個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 1,150,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1株当たり 242円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	平成30年8月1日から 平成38年6月19日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注)

(注) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社使用人等の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」及び「2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」を次の要領にて発行しています。

「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」

発行日	平成26年4月24日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 56,497,175株
転換価額	5.31米ドル
新株予約権の権利行使期間	平成26年5月8日から 平成30年4月10日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

「2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」

発行日	平成26年4月24日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 41,841,004株
転換価額	4.78米ドル
新株予約権の権利行使期間	平成26年5月8日から 平成32年4月9日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

事業報告の会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			116
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			312

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デュー・デリジェンスに関する支援業務」等を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

事業報告の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

(最終改定 平成29年4月28日)

① 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス>

- (a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行うこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じ、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、eラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守すると共に当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

- (e) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、コンプライアンス違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わりと共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (f) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決議するための審議を行う。
- (g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (h) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を置く。

② 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

- (a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
- (b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。
- (c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

③ 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書または電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を開覧できるものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(a) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び備船料の市況が変動するため、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

- (b) 船舶の安全運航
経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行い、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。
 - (c) 市場リスク
船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。
- ⑤ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
 - (b) 経営会議は社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
 - (c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (b) 内部監査室は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ⑦ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
 - (b) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部署を定め、担当部長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握すると共に、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部長に代わり担当役員がこれを行う。
 - (c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。
 - (d) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。
- ⑧ 監査役職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項
- (a) 監査役職務を補助するため、監査役室を設置し、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
 - (b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
 - (c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼任しない。
- ⑨ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。
 - (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
 - (c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
 - (d) 内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
 - (e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制は、上記に従い適切に運用されており、問題は生じていません。
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス

- (a) 当社は、当社役職員が遵守すべき行動基準、コンプライアンス規程をはじめとする各種規程を整備しています。また、当社役職員を対象に、その浸透を図り、コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、社内研修、講習会、e-ラーニング研修の開催等の活動を行っています。
- (b) 部室店におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを、コンプライアンスオフィサーを統括すると共にコンプライアンス体制の整備・強化を図る責任者としてチーフコンプライアンスオフィサーを設置し、コンプライアンスについての責任者を明確にしています。また、経営会議の下部機関として設置したコンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なコンプライアンス体制の充実、徹底、また違反行為についての処置の決定等の役割を果たしています。
- (c) 当社及び当社グループ会社の役職員からの相談・報告を受け付ける窓口としてコンプライアンス社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しています。違反行為が報告、発見された場合は、速やかに必要な是正措置を講じます。また、相談窓口への報告・相談についての秘密を厳守すると共に当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証しています。

② コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営の最高方針の審議、決議や経営の監督等を行っております。当期は取締役会を11回開催しました。
- (b) 独立社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、取締役会の下に会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選解任、並びに報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行っています。
- (c) 取締役会が重要案件に集中できるよう、取締役会の決定に基づく経営の基本計画及び業務の執行に関する重要事項は原則毎週開催される経営会議にて審議、決定しています。これら決定された方針に基づく業務執行は取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が行うことにより経営執行の効率化とスピードアップを図っています。
- (d) 当社及び当社グループ会社の事業については、定期的に取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っています。

③ リスクマネジメント

- (a) 当社は、経営会議の予備審査機関として原則毎週開催される投融资委員会を設置し、リスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映させています。
- (b) 当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したものを定期的に取締役会に報告しています。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたリスク量を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図っています。
- (c) 船舶運航に関するリスク予防のため、全運航船を対象とした当社独自の安全基準に基づく定期的な検船活動、安全の担い手となる海技者の確保・育成等の取り組みを行っています。これらの取り組みにより当社グループ運航船の安全運航を図ると共に、人の能力を補完し、安全運航を担保するため、ICT等の最新技術の取入れに向けた研究開発等の取り組みを行っています。
- (d) 財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の有効性評価は、金融商品取引法の定めに基づき実施しており、内部統制システムの適切な運用を確認しています。

④ 当社グループ会社管理

- (a) 当社は、グループ会社経営管理規程、グループ会社経営管理実務ガイドラインをはじめとする規程を整備し、当社グループ会社の適正な管理を目指しています。また、当社グループ会社の重要な経営事項を当社の承認事項とすると共に、計画の進捗状況等の報告を当社グループ会社から受け、当社より適宜指導、助言を行っており、当社グループ全体の企業価値の向上を図っています。さらに、毎年2回会長、社長をはじめとする当社経営層と当社グループ会社の代表者によるグループ経営会議を開催し、経営目標の共有・確認、コンプライアンスの徹底を図っています。当社はこれらの取り組みにより、当社グループ会社の経営管理を行っています。
- (b) 当社グループ会社は独立した法人として個々の規模・業態に合ったコンプライアンス体制を構築しています。当社グループ会社においてコンプライアンス違反行為に相当する事例が生じた場合、当該会社において自社の社内規則に則り、速やかに対処し、再発防止策を実施すると共に、当社においても当社コンプライアンス委員会への報告等必要な対応を行います。

⑤ 監査役

- (a) 監査役会、及び監査役の職務補佐のため、監査役室を設置し、専任の従業員1名を配しています。当該従業員については、取締役からの独立性と監査役による指示の実効性確保のため、人事評価は監査役が実施し、人事異動には監査役会の同意を得て決定しています。

(b) 常勤監査役に対しては、取締役会に加え、経営会議及び投融資委員会をはじめとする各委員会への出席機会を確保し、審議・意思決定過程における監査実施を担保しています。さらに、取締役、執行役員と監査役との定期会合により、経営課題やリスクに関する認識共有を図るなど、適正な監査環境の整備に努めています。

⑥ 内部監査

当社は、毎年度内部監査計画を定め、それに基づいた本社部室、及び国内外グループ会社に対する内部監査を行い、結果を経営会議に報告しています。内部監査の結果、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行い、対処しています。

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,388	354,179	△6,847	458,121
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）				4	4
剰余金の配当			△4,186		△4,186
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,257		5,257
連結範囲の変動			36		36
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分			△23	45	22
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△6			△6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△6	1,083	27	1,104
当期末残高	65,400	45,382	355,263	△6,820	459,226

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	20,950	35,033	26,885	△39	82,830	2,681	103,292	646,924
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）						△4		－
剰余金の配当								△4,186
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,257
連結範囲の変動								36
自己株式の取得								△23
自己株式の処分								22
連結子会社株式の取得 による持分の増減								△6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,403	19,292	292	2,938	29,926	△228	5,898	35,596
当期変動額合計	7,403	19,292	292	2,938	29,926	△233	5,898	36,696
当期末残高	28,353	54,326	27,178	2,898	112,757	2,447	109,190	683,621

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 368社
- (2) 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況に関する事項 (10) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス (株)
- (4) 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 76社
- (2) 主要な持分法適用関連会社の名称 旭タンカー (株)
- (3) 主要な持分法非適用非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス (株)
- (4) 主要な持分法非適用関連会社の名称 (株) 空見コンテナセンター
- (5) 持分法の適用の範囲から除いた理由
持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- (1) 連結の範囲
当連結会計年度から、重要性の観点等より宇徳流通サービス (株) を含む16社を新たに連結しました。また、連結子会社でありましたHERMEX DISTRIBUTION B. V. を含む10社は清算終了等により、連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法の適用の範囲
当連結会計年度から、新たに株式を取得しましたAVIUM SUBSEA ASを含む2社に持分法を適用しております。また、持分法適用会社でありましたJ. F. HILLEBRAND GROUP AGを含む2社は保有株式の売却等により、持分法適用の範囲から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券	時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定)
満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等にもとづく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

船	船	主として定額法 (一部の船舶については定率法)
建	物	主として定額法
その他の有形固定資産		主として定率法

無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) にもとづいております。
のれんについては、原則として5年で毎期均等額の償却を行っております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規にもとづく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。

その他：主として航海完了基準を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(7) 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は主としてその発生時に一括費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

「関係会社株式売却益」は、前連結会計年度まで「その他特別利益」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において、金額の重要性が増加したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「関係会社株式売却益」は、816百万円であります。

前連結会計年度において、「投資有価証券売却益」（当連結会計年度2,249百万円）及び「備船解約金」（当連結会計年度41百万円）を区分掲記しておりましたが、金額の重要性が減少したため、当連結会計年度において、「その他特別利益」に含めて表示しております。

追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について)

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会における決議に基づき、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合併会社を設立し、定期コンテナ船事業を統合すること、（以下「本統合」）について事業統合契約及び株主間契約を締結致しました。概要は以下の通りであります。

(1) 本統合の概要

定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹供給が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続き、収益の安定的確保が困難な状況となっております。これを受けて、昨年来、業界内では買収、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。この様な事業環境下、当社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、同事業の統合を行うことを決定致しました。

(2) 合併会社の概要（予定）

① 出資比率	当社	31%
	川崎汽船	31%
	日本郵船	38%
② 出資額	約3,000億円（船舶、ターミナル株式の現物出資等を含む）	
③ 事業内容	定期コンテナ船事業（海外ターミナル含む）	
④ 船隊規模	約140万TEU（※）	
	注）平成28年10月時点での3社船隊規模合計（発注残を除く）	
	（※TEU：Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）	

- (3) 本統合の日程
- | | |
|-----------|---------------|
| ① 契約締結日 | 平成28年10月31日 |
| ② 合併会社設立日 | 平成29年7月1日(予定) |
| ③ サービス開始日 | 平成30年4月1日(予定) |

連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳とその金額

原材料及び貯蔵品	34,684百万円
その他	1,674百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	216,193百万円
投資有価証券	30,507百万円
関係会社株式	52,522百万円
合計	299,222百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	12,175百万円
長期借入金	160,119百万円
合計	172,294百万円

担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、

- イ) 投資有価証券30,426百万円及び関係会社株式15,429百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在対応債務は存在しておりません。また、関係会社株式15,429百万円については、連結子会社株式であり、連結貸借対照表上相殺消去されております。
- ロ) 関係会社株式37,092百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。
- ハ) 投資有価証券81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	885,171百万円
--	------------

4. 偶発債務

保証債務等	159,430百万円
(うち外貨建保証債務)	141,457百万円)

5. その他

(1) 訴訟

当社は、平成26年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起してまいりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であり、

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

種類	普通株式
総数	1,206,286,115株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

種類	普通株式
株式数	10,231,846株

3. 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,794	1.5	平成28年3月31日	平成28年6月22日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	2,392	2.0	平成28年9月30日	平成28年11月22日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式
株式数 12,716,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

営業債権である受取手形及び営業未収金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。デリバティブは、上述のリスクを回避するために利用しており、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	177,145	177,145	—
(2) 受取手形及び営業未収金	130,420	130,420	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	12,800	12,800	—
(4) 短期貸付金	17,262	17,262	—
(5) 長期貸付金（*1）	70,799	74,695	3,896
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	98,675	98,675	—
(7) 支払手形及び営業未払金	125,118	125,118	—
(8) 短期借入金	39,163	39,163	—
(9) 社債（*2）	230,595	231,949	1,354
(10) 長期借入金（*3）	832,154	849,862	17,708
(11) デリバティブ取引（*4）	18,745	18,592	△153

(*1) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた8,002百万円が含まれております。

(*2) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた20,000百万円が含まれております。

(*3) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた93,991百万円が含まれております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる場合は、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、並びに(4) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券並びに(6) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期貸付金
長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
- (7) 支払手形及び営業未払金並びに(8) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 社債
これらの時価については、市場価格にもとづき算定しております。
- (10) 長期借入金
これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。
- (11) デリバティブ取引
ヘッジを目的とした金融派生商品であり、先物為替相場又は金融機関から入手した価格等によっております。なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	7,662
② その他	11
合計	7,674

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
304,566	458,710

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 478円23銭
2. 1株当たり当期純利益 4円40銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。当該変更に合わせて、単元株式数の変更後も、株主様の権利への影響を最小限とすることを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	普通株式	1,206,286,115株
株式併合により減少する株式数（注）	普通株式	1,085,657,504株
株式併合後の発行済株式総数（注）	普通株式	120,628,611株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株あたり情報は以下のとおりです。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,782円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円95銭 |

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の株主資本等変動計算書（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計			
					特別償却 準備金	海外投資等 損失準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	177	14	966	294,630	△181,023	123,291	△6,849	226,214	
当期変動額													
新株の発行 (新株予約権の行使)			—							—	4	4	
剰余金の配当			—						△4,186	△4,186		△4,186	
当期純損失			—						△9,950	△9,950		△9,950	
特別償却準備 金の取崩			—		△172				172	—		—	
海外投資等損失 準備金の取崩			—			△14			14	—		—	
圧縮記帳積立 金の取崩			—				△21		21	—		—	
別途積立金の 取崩			—					△183,000	183,000	—		—	
自己株式の取得			—							—	△23	△23	
自己株式の処分			—						△23	△23	45	22	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—							—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△172	△14	△21	△183,000	169,048	△14,159	27	△14,132	
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	4	—	944	111,630	△11,975	109,131	△6,822	212,081	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	18,475	△2,797	15,677	2,681	244,572
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)			—	△322	△318
剰余金の配当			—		△4,186
当期純損失			—		△9,950
特別償却準備 金の取崩			—		—
海外投資等損失 準備金の取崩			—		—
圧縮記帳積立金 の取崩			—		—
別途積立金の取崩			—		—
自己株式の取得			—		△23
自己株式の処分			—		22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,005	158	6,163	88	6,251
当期変動額合計	6,005	158	6,163	△233	△8,202
当期末残高	24,480	△2,639	21,840	2,447	236,370

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船

船

定額法

建

物

定額法

その他の有形固定資産

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法であります。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌日より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準
コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。
その他：航海完了基準を採用しております。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

7. 支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。
8. 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴う当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「未払費用」(当事業年度2,335百万円)を区分掲記しておりましたが、金額の重要性が乏しいため、当事業年度において、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「未払費用」の金額は1,528百万円であります。

前事業年度において、固定負債の「その他固定負債」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「長期未払金」は2,617百万円であります。

追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について)

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会における決議に基づき、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業(海外ターミナル事業含む)統合を目的とした合併会社を設立し、定期コンテナ船事業を統合すること、(以下「本統合」)について事業統合契約及び株主間契約を締結致しました。概要は以下の通りであります。

(1) 本統合の概要

定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹供給が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続き、収益の安定的確保が困難な状況となっております。これを受けて、昨年来、業界内では買取、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。この様な事業環境下、当社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、同事業の統合を行うことを決定致しました。

(2) 合併会社の概要（予定）

① 出資比率	当社	31%
	川崎汽船	31%
	日本郵船	38%
② 出資額	約3,000億円（船舶、ターミナル株式の現物出資等を含む）	
③ 事業内容	定期コンテナ船事業（海外ターミナル含む）	
④ 船隊規模	約140万TEU（＊）	
	注）平成28年10月時点での3社船隊規模合計（発注残を除く）	
	（＊TEU：Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）	

(3) 本統合の日程

① 契約締結日	平成28年10月31日
② 合併会社設立日	平成29年7月1日（予定）
③ サービス開始日	平成30年4月1日（予定）

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	64,036百万円
長期金銭債権	165,394百万円
短期金銭債務	131,516百万円
長期金銭債務	518百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	203,561百万円
-------------------	------------

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	23,564百万円
投資有価証券	30,507百万円
関係会社株式	39,858百万円
合計	93,930百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,075百万円
長期借入金	23,486百万円
合計	25,562百万円

担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、

イ) 投資有価証券30,426百万円及び関係会社株式15,429百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当事業年度末現在対応債務は存在しておりません。

ロ) 関係会社株式24,428百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

ハ) 投資有価証券81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

4. 偶発債務

保証債務等	571,443百万円
（うち外債建保証債務）	379,037百万円

5. その他

(1) 訴訟

当社は、平成26年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であり、

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社は、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	96,604百万円
仕入高	325,769百万円
営業取引以外の取引高	101,963百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	10,206,405株
------	-------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 (単位：百万円)

繰越欠損金	42,808
特定外国子会社留保所得	28,450
関係会社株式評価損自己否認額	59,238
賞与引当金	510
減損損失	2,173
貸倒引当金	3,632
債務保証損失引当金	3,110
事業整理損失引当金	784
契約損失引当金	390
関係会社からの備船契約譲渡	8,694
みなし配当	11,223
その他	4,629
繰延税金資産小計	165,648
評価性引当額	△165,592
繰延税金資産合計	55

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△55
退職給付信託設定益	△2,713
その他有価証券評価差額金	△9,543
その他	△552
繰延税金負債合計	△12,864

繰延税金負債の純額 △12,809

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティングリース取引

未經過リース料

一年内	9,947百万円
一年超	10,835百万円
合計	20,782百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (注) 2	科目	期末残高
子会社	WHITE BEAR MARITIME LIMITED	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	53,098	—	—
	MOL EURO—ORIENT SHIPPING S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	30,104	—	—
	DOLPHIN NAVIGATION INC.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	21,068	—	—
	MOL BRIDGE FINANCE S. A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	15,706	—	—
	SAMBA OFFSHORE S. A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	15,338	—	—
	MOC-IX LNG SHIPHOLDING S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	14,276	—	—
	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD.	直接70%	役員の兼任 債務保証	債務保証	14,074	—	—
	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	直接70%	役員の兼任 債務保証	債務保証	12,777	—	—
	TraPac Jacksonville, LLC	間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	11,233	—	—
	MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	10,801	—	—
	CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	10,716	—	—
	CANOPUS MARITIME INC.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船			リース債権 (注) 3	33,659
	SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 資金の貸付	資金の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	1,268 10,709
	LINKMAN HOLDINGS INC.	直接100%	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入	13,100 112,540	短期貸付金 短期借入金	13,170 54,069
	LAKLER S. A.	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	1,813	長期貸付金	21,739
MOL BULK CARRIERS PTE. LTD.	直接100%	役員の兼任 定期備船契約譲受	増資の引受 定期備船契約譲受	61,866 50,348	— —	— —	
関連会社	TARTARUGA MV29 B. V.	直接21%	役員の兼任 債務保証	債務保証	29,235	—	—
	T. E. N. GHANA MV25 B. V.	直接20%	役員の兼任 債務保証	債務保証	28,741	—	—
	CARIOCA MV27 B. V.	直接21%	役員の兼任 債務保証	債務保証	28,706	—	—
	ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LIMITED	直接50%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	7,132	長期貸付金	10,942

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 債務保証については、保証形態等を勘案して決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
- (4) 増資の引受については、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (5) 資金の貸付の一部については、反復的な取引に係るものであり、取引金額は当期の平均貸付残高を記載しております。
- (6) 定期備船契約譲受については、不定期船の定期備船契約の一部を譲受したものです。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
3. リース債権については、1年内返済予定リース債権も含めて記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 195円57銭
2. 1株当たり当期純損失 8円32銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単위를100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することいたしました。当該変更を併せて、単元株式数の変更後も、株主様の権利への影響を最小限とすることを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	普通株式	1,206,286,115株
株式併合により減少する株式数（注）	普通株式	1,085,657,504株
株式併合後の発行済株式総数（注）	普通株式	120,628,611株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株あたり情報は以下のとおりです。

- (1) 1株当たり純資産額 1,955円75銭
- (2) 1株当たり当期純損失 83円19銭

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

